

# 東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領

(令和7年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市が発注する建設工事（建築工事を除く。以下同じ。）における受発注者間のコミュニケーションの円滑化及び建設生産システムの生産性の向上を目的とする情報共有システムの利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用する情報共有システム)

第2条 受発注者が利用するシステムは、一般社団法人広島県土木協会（以下「土木協会」という。）が提供する広島県工事中情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）とする。

(発注方式)

第3条 建設工事の発注は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

設計金額3,000万円以上の建設工事を対象とし、情報共有システムを利用するものとする。

(2) 受注者希望型

設計金額3,000万円未満の建設工事を対象とし、受注者は、情報共有システムを利用しないことを希望することができるものとする。

(対象工事関係書類)

第4条 情報共有システムの利用対象とする工事関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 工事打合せ簿

(2) 材料確認書

(3) 立会書

(4) 段階確認書

(5) 工事履行報告書

2 受注者は、次の各号に掲げる書類を提出するときは、文書により行わなければならない。ただし、受注者との協議により監督職員が必要と認めたときは、その一部又は全部を情報共有システムを利用する方法により行うことができる。

(1) 契約関係書類（施工体制台帳を除く。）

(2) 施工計画書、出来形管理資料及び品質管理資料

(3) 原本に紙媒体の書類が含まれる資料

(4) 工事写真（電磁的記録含む）

(事前協議)

第5条 受注者は、契約締結後速やかに、事前協議チェックシート（別記様式第1号）により発注者と協議を行い、情報共有システムの利用の可否について決定するものとし、その結果を工事打合せ簿等により整理しなければならない。

（利用料）

第6条 受注者は、情報共有システムを利用する場合は、土木協会からの請求に基づき、土木協会に利用料を支払わなければならない。

2 発注者は、前項の利用料を共通仮設費率分に積算することとし、別途情報共有システム利用に係る費用を受注者に支払わないものとする。

（納品）

第7条 受注者は、工事の完成通知書の提出の日までに工事関係書類その他の書類（第4条各号に掲げる書類にあつては、電磁的記録）を発注者に納品しなければならない。

（検査）

第8条 情報共有システムの利用対象とした工事に係る工事関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行う。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 情報共有システムの利用対象としない工事については、文書による検査を行うものとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、情報共有システムの利用について必要な事項は、受発注者間の協議により別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告・通知を行う工事から適用する。

2 第3条第1号の規定については、当分の間、受発注者間の協議により、適用しないことができるものとする。